

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

令和6年3月

高齢者支援課

目次

【高齢者支援課】

1	介護施設等の整備及び運営について	1
2	介護施設等における防災・減災対策の推進について	22
3	業務継続計画（BCP）の作成について	28
4	養護老人ホーム・軽費老人ホームについて	34
5	有料老人ホーム等の適切な整備及び運営について	47
6	高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検について	62
7	高齢者の居住と生活の一体的な支援について	88
8	介護現場の生産性の向上について	95
9	福祉用具・住宅改修について	112
10	高齢者虐待の防止等について	119
11	介護サービス相談員制度等の推進について	124

9. 福祉用具・住宅改修について

(1) 令和6年度報酬改定

令和6年度介護報酬改定において、福祉用具貸与・特定福祉用具販売について、以下の見直しを行うこととしているので、各都道府県におかれては、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知をお願いしたい。

① 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具（固定用スロープ、歩行車を除く歩行器、松葉づえを除く単点杖、多点杖）について貸与と販売の選択制を導入することとし、導入に伴い、以下の対応を行うこととしている。

ア 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行う。

イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行う。

ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努める。

② モニタリング実施時期の明確化

福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加することとする。

③ モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付けることとする。

なお、令和5年度老人保健健康増進等事業を通じて「介護保険における福祉用具の選定の判断基準の改訂案」及び「介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き案」を作成しており、発出は来年度中を予定しているところ。各都道府県におかれては、発出に当たり、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等への周知にご協力いただくようお願いしたい。

(2) 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

介護保険における福祉用具の対象種目については、専門的な知見に基づいた検討を行う必要があり、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」を開催し、「介

護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」(7要件)に基づいて、種目・種類の拡充の検討を行っている。

近年、通信機能等の複合機能を搭載した新たな福祉用具が開発されており、テクノロジーが普及する現状を踏まえた福祉用具の考え方を改めて整理するため、令和2年度に、介護保険の福祉用具貸与における具体的かつ明確な評価・検討視点を再整理の上、令和3年度以降は少なくとも年1回、本検討会を開催することとしている。

更に、介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージにおいても、福祉用具については、最新の技術が的確に反映されるよう、在宅において要支援・要介護者の自立の促進と介助者の負担軽減に資するものであるかどうかという観点から、引き続き評価検討を進めるとしている。

福祉用具・住宅改修に関する要望等の方法(提案様式・提出先等)については、厚生労働省ホームページに掲載されていることから、各都道府県におかれては管内市町村、福祉用具貸与事業者、関係団体等に加え、産業振興関係部局等とも協力の上、管内の福祉用具製造企業等に周知いただきたい。

<介護保険対象福祉用具・住宅改修に対する提案>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080056.html>

(3) 福祉用具の貸与価格の公表や上限価格の設定等について

福祉用具については、平成30年度介護報酬改定等により、利用者の適切な福祉用具選定に資するよう、

- ・ 国において、商品ごとに全国平均貸与価格を公表、貸与価格の上限(全国平均貸与価格+1標準偏差)の設定
- ・ 福祉用具専門相談員は利用者に対して、貸与しようとする商品の特徴や利用料・全国平均貸与価格を説明の上、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示する

等の取組を実施しているところである。

特に、福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、既に上限価格が設定されている商品の見直し頻度は3年に1度としており、平成30年10月以降に上限価格等を設けた商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び令和6年4月貸与分から適用される上限の公表を、令和5年11月6日に厚生労働省のホームページで行ったところである。

また、新商品については、3ヶ月に1度の頻度で全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧を公表しているので、福祉用具貸与事業者においては、随時本内容を確認いただくようお願いする。

各都道府県におかれては、管内の市町村及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくとともに、必要に応じて介護保険法に基づく実地指導・監査を行っているようお願いする。

<全国平均貸与価格・貸与価格の上限>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

(4) 福祉用具に係る事故の情報提供について

令和3年3月5日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡「福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について」で周知したとおり、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、当課から随時情報提供を行っているところであり、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、引き続き、管内市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し、広く周知をお願いする。

＜事務連絡「福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について」＞

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001214092.pdf>

＜福祉用具に係る重大製品事故について＞

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001016050.pdf>

（５）住宅改修について

介護保険制度における住宅改修については、在宅介護の重視、自立支援の観点から、利用者の日常生活を行う上で必要となる自宅の段差の解消、手すりの設置などの改修を対象としているところである。

平成30年度には、住宅改修の内容や価格を市町村が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、事前申請時に利用者が市町村に提出する見積書類の様式例（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を示したほか、複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員が利用者に説明することとしているので、各都道府県におかれては、管内の市町村等に周知いただくとともに、適切な実施についてお願いする。

（６）保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（福祉用具・住宅改修）について

保険者機能強化推進交付金は、介護保険法第122条の3に規定する交付金として、平成30年度より交付しており、福祉用具・住宅改修に関しても、リハビリテーション専門職、建築専門職の関与した適切な利用を推進するため、評価指標を設けているところである。しかし、その平均得点は他の指標と比べて低く（16点満点中7.1点）、専門職の関与が進んでいない状況が明らかになっている。

このため、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、専門職の関与による利点（利用者の身体機能・生活状況・住環境と選定した福祉用具・住宅改修の内容の整合性がとれているか確認することが可能であること、住宅改修においては施行水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が担保されること、利用者の状態像と合致しない福祉用具・住宅改修に係る給付を削減することができ、介護給付費の適正化につながること等）を周知するとともに、専門職の派遣・紹介等を行うことにより、その取組の支援をお願いしたい。

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

省令・告示・通知改正

- 利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入する。その際、利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などを行うこととする。

福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★

【選択制の対象とする福祉用具の種目・種類】

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉づえを除く）
- 多点杖

【対象者の判断と判断体制・プロセス】

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。

【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方】

※ 福祉用具専門相談員が実施

<貸与後>

- 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討する。

<販売後>

- 特定福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認する。
- 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める。
- 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

1.（8）② モニタリング実施時期の明確化

概要

【福祉用具貸与★】

- 福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。【省令改正】

基準

<現行>

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

<改定後>

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

1.（8）③ モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付

概要	【福祉用具貸与】
○ 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付ける。【省令改正】	

基準	<現行> 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。 <改定後> 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うものとする。 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。 ※ 介護予防福祉用具貸与に同趣旨の規定あり
----	---

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」（以下「あり方検討会」という。）を令和4年2月より開催。計9回にわたる検討を経て、福祉用具の安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化に係る対応の方向性や一部貸与種目・種類を対象とした貸与と販売の選択制の導入等について、取りまとめを行った。

【開催スケジュール】

開催時期	開催回	概要	開催時期	開催回	概要
令和4年2月17日	第1回検討会	福祉用具の現状と課題に関する意見交換について	令和4年9月5日	第6回検討会	これまでの議論の整理の取りまとめ
令和4年3月31日	第2回検討会	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論について	令和5年7月20日	第7回検討会	これまでの議論の整理等を踏まえた福祉用具貸与・販売種目のあり方について
令和4年4月21日	第3回検討会	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論について	令和5年8月28日	第8回検討会	これまでの議論を踏まえた福祉用具貸与・販売種目のあり方について
令和4年5月26日	第4回検討会	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論について	令和5年10月30日	第9回検討会	・前回検討会を踏まえた対応案について ・対応の方向性に関する取りまとめ
令和4年7月27日	第5回検討会	これまでの議論の整理について			

【構成員】（順不同・敬称略）

名 前	所 属	名 前	所 属
安藤 道人	立教大学経済学部 准教授	七種 秀樹	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 副会長
石田 光広	稲城市 副市長	田河 慶太	健康保険組合連合会 理事
岩元 文雄	一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 理事長	田中 紘太	株式会社マロー・サウンス・カンパニー 代表取締役
江澤 和彦	公益社団法人 日本医師会 常任理事	野口 晴子	早稲田大学政治経済学学術院 教授
岡田 進一	大阪市立大学大学院 生活科学部 教授	花岡 徹	一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会 会長
小野木 孝二	一般社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長	東畠 弘子	国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授
久留 善武	一般社団法人 シルバーサービス振興会 事務局長	別所 俊一郎	早稲田大学政治経済学学術院 教授
五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長	渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長 一般社団法人日本作業療法士協会 生活環境支援推進室 副室長
近藤 和泉	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院長		

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関する取りまとめ 概要

令和5年11月8日

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会において、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸課題について検討を行い、令和5年11月8日に取りまとめを行った。

■取りまとめで示された主な対応の方向性

安全な利用の促進

- 福祉用具貸与事業所向けの「事故報告様式」及び「利用安全の手引き」の活用促進による事故防止に向けた体制整備
- 福祉用具の事故及びヒヤリ・ハット情報に関するインターネット上での公表 等

サービスの質の向上

- 福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し
- 現に従事している福祉用具専門相談員に対する研修機会及びPDCAの適切な実践に関する周知徹底 等

給付の適正化

- 福祉用具専門相談員が行うモニタリング時期の明確化とモニタリング記録の作成及び介護支援専門員への交付の義務化
- 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」の見直し（新たな福祉用具の追加、医療職を含む多職種や自治体職員等の幅広い関係者で共有できる内容とする観点等からの見直し）
- 自治体職員等によるチェック体制の充実・強化を図るための自治体向け点検マニュアルの作成 等

一部種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

長期間レンタルするよりも、購入した方が利用者負担を抑えられる者の割合が多い一部の種目について、利用者の負担の抑制・保険給付の適正化を図る観点から、貸与と販売を選べる仕組みを導入する。

1) 対象とする種目・種類

固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）、多点杖

2) 対象者の判断と判断体制・プロセス

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、その際に、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、取得可能な医学的所見等やサービス担当者会議等による多職種連携で得た判断のもと、貸与又は販売について提案をする。

3) 福祉用具専門相談員による貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

○貸与後

利用開始後少なくとも6ヶ月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととし、その後も必要に応じて行う。

○販売後

- 福祉用具サービス計画における目標の達成状況を確認する。
- 保証期間を超えても利用者等からの要請に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努める。
- 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

■今後の進め方

- 社会保障審議会介護給付費分科会の意見を踏まえ、着実に各種取組を実行するとともに、その効果や課題等を引き続き調査・検証を行い、改善や充実を図る。
- 貸与と販売の選択制の導入にあたっては、現場で制度が円滑に運営されるよう、関係者の意見を十分に反映し、負担軽減にも配慮した詳細な制度設計とわかりやすい制度の周知に努める。

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

【目的】

利用者や保険者等の提案を踏まえ、新たな種目・種類の追加や、拡充等の検討のため、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を開催。

【検討事項】

- ・介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や拡充についての妥当性や内容に関すること。
- ・その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関すること。

【評価・検討の流れ】

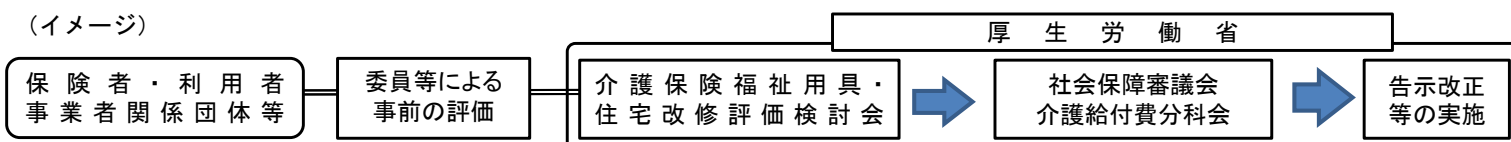
■新規提案の場合

通年	厚生労働省HPより提案票の受付。（11月以降に受付けた提案は、次年度の検討会で評価・検討）
11月～1月	提案資料の確認。評価・検討に必要な情報が不十分な場合、構成員の助言を踏まえ、追加データを提案者に依頼。
2月～3月	評価検討会を開催し、提出された提案について種目・種類の追加や拡充の妥当性や内容について評価・検討。

■「評価検討の継続」と判断された提案の場合

通年	必要なエビデンス等が整理され次第、随時評価検討を実施。（改めての提案票の提出は不要）
----	--

（イメージ）



介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 構成員（順不同・敬称略）

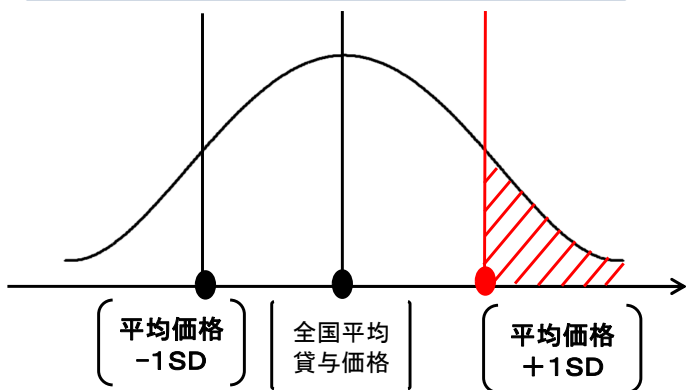
令和6年2月時点

氏 名	所 属・役 職	氏 名	所 属・役 職
石田 光広	稲城市 副市長	大河内 二郎	介護老人保健施設竜間之郷 施設長
井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 部長	久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授	五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長	濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
上野 文規	介護総合研究所 元気の素 代表	松本 吉央	東京理科大学 先進工学部 機能デザイン工学科 教授
大串 幹	兵庫県立リハビリテーション中央病院 院長	1111 慎一	一般社団法人日本作業療法士協会 生活環境支援推進室 副室長 横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長

福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 適正化を図るため、平成30年10月より、商品ごとに「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差（1 SD）」を福祉用具の貸与価格の上限としている。
 - ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差（1 SD）」は正規分布の場合、上位約16%に相当。
 - ※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い
 - ※ 平均貸与価格は公表前の概ね 3 か月間の平均価格を算出。
- 上限設定等の対象になるのは、月平均100件以上の貸与件数がある商品。
- 新商品については、3 ヶ月に 1 度の頻度で公表、既に設定されている商品は 3 年に一度の割合で見直しを行う。
 - ※ 既設定商品の見直しは施行当初は 1 年に一度としていたが、見直しによる適正化の効果と事業者負担を勘案して、令和 3 年度より 3 年に一度とした。
- 事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、上限設定の公表は概ね 6 ヶ月前に行う。

貸与価格の上限設定のイメージ(正規分布)



上限価格が設定されている商品数

- 4,434商品（令和 6 年 1 月 1 日現在）

直近1年の公表実績

公表時期	公表商品数	適用時期
令和 5 年 4 月	61（新商品）	令和 5 年10月
令和 5 年 7 月	54（新商品）	令和 6 年 1 月
令和 5 年11月	4,243 (令和 5 年 4 月時点で 上限価格が適用済みの商品)	令和 6 年 4 月
令和 6 年 1 月	82（新商品）	令和 6 年 7 月

令和 6 年度保険者機能強化推進交付金に係る評価結果（市町村分：福祉用具・住宅改修）

- 保険者機能強化推進交付金に係る評価について、目標Ⅱ「公正・公平な給付を行う体制を構築する」の（i）「体制・取組指標群」の2「介護給付費適正化事業を効果的に実施しているか。」のうち、福祉用具・住宅改修に係る都道府県別市町村得点は、以下の通り。
- 16点満点中、最高点は13.5点（滋賀県）、最低点は1.0点（岩手県）、平均点は7.1点であった。

【指標詳細】（各 8 点、16 点満点）

介護給付費適正化事業を効果的に実施しているか。

エ 福祉用具の貸与後に、リハビリテーション専門職等が用具の適切な利用がなされているかどうかを点検する仕組みがある。

オ 福祉用具購入費・住宅改修費の申請内容について、リハビリテーション専門職等がその妥当性を検討する仕組みがある。

